

制定	平成20年	7月11日	近運自二公示第27号
改正	平成21年	3月11日	近運自二公示第71号
改正	平成21年	7月17日	近運自二公示第22号
改正	平成22年	4月1日	近運自二公示第1号
改正	平成23年	7月11日	近運自二公示第16号

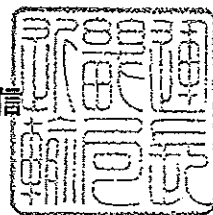
公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の特別監視地域の指定について

「特別監視地域の指定等について（平成20年7月11日付け近運自二公示第26号）1（1）」に基づき、特別監視地域を下記のとおり指定したので公示する。

平成23年7月11日

近畿運輸局長 原 喜信



記

1. 平成21年7月17日に指定した地域及び期間

(1) 指定地域

- 京都府 京都市域交通圏
- 兵庫県 東播磨交通圏
- 奈良県 奈良市域交通圏、山の辺交通圏
- 滋賀県 湖南交通圏、中部交通圏
- 和歌山県 和歌山市域交通圏

(2) 期 間

平成21年7月17日から平成24年7月16日まで

2. 平成22年4月1日に指定した地域及び期間

(1) 指定地域

大阪府 河南交通圏

奈良県 生駒交通圏、中部交通圏

(2) 期 間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

3. 平成23年7月11日に指定した地域及び期間

(1) 指定地域

大阪府 大阪市域交通圏、北摂交通圏、河北交通圏、
河南B交通圏、泉州交通圏、豊能郡

京都府 中部交通圏、中丹交通圏、丹後交通圏

兵庫県 神戸市域交通圏、姫路・西播磨交通圏、
丹波交通圏、但馬交通圏、淡路島交通圏

奈良県 西大和交通圏、金剛交通圏、大台交通圏

滋賀県 大津市域交通圏、湖東交通圏、湖西交通圏、
湖北交通圏A、湖北交通圏B、甲賀交通圏

和歌山県 橋本交通圏、中紀交通圏、紀南交通圏

(2) 期 間

平成23年7月11日から平成26年7月10日まで

附 則

1. 「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」
(平成20年7月11日付け近運自二公示第28号) 1. 4.」に基づき、平成19
年11月20日付け近運自二公示第43号による指定は解除する。

附 則 (平成21年3月11日近運自二公示第71号改正)

改正後の規定は、平成21年3月11日より適用するものとする。

附 則 (平成21年7月17日近運自二公示第22号改正)

改正後の規定は、平成21年7月17日より適用するものとする。

附 則（平成22年4月1日近運自二公示第1号改正）

改正後の規定は、平成22年4月1日より適用するものとする。

附 則（平成23年7月11日近運自二公示第16号改正）

改正後の規定は、平成23年7月11日より適用するものとする。